

令和6年度デジタルオウンドメディア強化業務  
企画提案実施要領

1 事業の概要

(1)事業の目的

WEB 県民だよりのデジタルオウンドメディアとしての有用性を早期に確立する。

(2)業務名

令和6年度デジタルオウンドメディア強化業務

(3)実施期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(4)契約限度額

5,879,500 円(税込)

2 応募に係る資格要件

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3)この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5)静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 業務の内容及び求める水準

(1)業務の内容(別添「令和6年度デジタルオウンドメディア強化業務仕様書」のとおり。)

WEB 県民だより(トップページ及び各ページ、フカボリ# 県民だより)の閲覧者の増加・定着を図るため、デジタル媒体を利用して県民だより最新号に関する広報を実施する。

※令和6年度の広報実施状況は、別紙1のとおり

#### <県民だよりの発行>

発行号	備考
11月号(令和6年11月1日発行)	新聞折り込みあり※
12月号(令和6年12月1日発行)	新聞折り込みなし
1月号(令和7年1月1日発行)	新聞折り込みあり※
2月号(令和7年2月1日発行)	新聞折り込みなし
3月号(令和7年3月1日発行)	新聞折り込みあり※

※ 朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、中日、静岡、伊豆の各新聞の定期購読世帯への新聞折り込みを実施。

#### <フカボリ# 県民だより>

毎号、県民だよりの特集記事に関連した施策や話題など、紙面に載せきれない情報を掲載。紙面から同サイトへの誘導は、二次元コードの掲載により実施している。

(web ふじのくにメディアチャンネル内 <https://fmc.pref.shizuoka.jp/article post/>)

#### ア デジタル広報

- ・ WEB 及び SNS 広告など、県民の閲覧・利用頻度が高いデジタル媒体を用いる。
- ・ 若年層の閲覧促進につながる広報を実施する。
- ・ 新聞折込をしない月(12月、2月)は、より注力した広報を実施する。
- ・ 広告制作の経費を含む。
- ・ ただし、上記手法よりも効果的な手法がある場合は提案を受け付ける。

#### イ その他、発行紙等と連携した情報発信

- ・ アに加えて、県民だより発行紙等と連携した効果的な方法について、自由な提案を受け付ける。

#### ウ 効果測定

- ・ 活用した広報媒体の効果測定(媒体ごとの WEB 県民だよりへの誘導状況等)を行い、毎月、報告書を提出する。

#### (2)求める水準 効果測定

- ・ 企画性、業務遂行能力、その他配慮すべき点

## 4 応募方法

### (1)参加申込

企画提案に参加する場合には、参加資格確認申請書(仕様書様式第1号)及び宣誓書(仕様書様式第2号)を提出すること

提出期限:令和6年10月2日(水)正午必着

提出先:広聴広報課(持参又は郵送)

※後日、参加資格確認書を通知する。

### (2)質問

質問はメールにて受け付ける

受付期間:令和6年9月20日(金)から令和6年9月26日(木)正午まで

送付先:「9 担当部局・問合せ先」にメールを送付。併せて、その旨を電話で連絡すること。

回答方法:令和6年9月30日(月)までに静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)に掲載する。

### (3)企画提案書の提出

提出期限:令和6年10月9日(水)16時まで

提出先:広聴広報課(メール及び持参又は郵送)

### (4)プレゼンテーション(企画提案審査)

日時:令和6年10月中旬(開催時刻は、企画提案参加者に追って連絡する。)

場所:静岡県庁内会議室(開催場所は、企画提案参加者に追って連絡する。)

内容:提案内容説明概ね15分、質疑応答15分

## 5 提出書類と選定基準

### (1)提出書類(詳細は別紙2参照)

ア 企画書(5部)

イ 見積書(1部)

### (2)選定基準

ア 企画性

- ・期待する企画が表現されているか(複数の媒体の組合せによる相乗効果を高める戦略の有無、企画する広報により推定される効果(アクセス件数)の表現の有無 等)
- ・実現可能性は担保されているか(実施媒体の特性(ユーザー層、規模等)の加味 等)

イ 業務遂行能力

- ・体制、スタッフ等企画を達成しうるか
- ・信頼しうる実績は認められるか
- ・その他提案された内容を遂行できる能力があるか

ウ その他配慮すべき点

- ・企画提案者は社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等 SDGs の達成に向けた取組)を行っているか 等

## 6 選定及び契約

- ・ 県が設置する審査委員会により企画提案について内容を審査し、協議の上、契約候補者を決定する
- ・ 県は選定された契約候補者と契約の交渉を行い、提案上限額の範囲内において契約する

## 7 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- ・ 選定結果は、企画提案審査委員会翌営業日に企画案提案者にメールで通知する
- ・ 選定結果に対する説明を希望する旨の意思表示があった場合には、電話または来庁面会により説明する。日時については別途通知する

## 8 その他

- ・ この企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする
- ・ 提出された書類は返却しない
- ・ 提出された書類は、県庁内及び選定委員会で使用する場合に限り、複写を行う場合がある
- ・ 契約に当たり、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある

## 9 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県知事戦略局広聴広報課

メール:pr@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号:054-221-2233 FAX 番号:054-254-4032